

# 鶴岡灯油裁判 あの人・この人

NO. 2 大内 正芳

③小林竹吉さん



▲昭和55年12月5日の集会後、裁判長に公正判決と求める署名を提出する小林竹吉さん（左）。隣は、高橋都三蔵さん

ある冬の日、私は班会の帰りに、50ccバイクで街を走っている竹吉さんとバッタリ遭遇、竹吉さんは生協と医療生協への増資を集めるために百軒ほど回ってきたということだった。バイクの前にぶら下げられている信玄袋には五十数万円の札や硬貨が無造作に入っていたり、「コチャゴチャになんねが? 第一危ねぐねが?」と聞いたら、竹吉さんは「大丈夫だ」と胸を張った。ここに竹吉さんの生協としての全てが集約されている。

実は、竹吉さん自身は原告に名を連ねておらず、奥さんの初女さんが原告・選定当事者になっている。竹吉さんは奥さんに代わって裁判闘争に参加してきたのであるが、裁判以外の生協活動においても、自分の班（上栄町2班）を越えて活動してきたのである。

竹吉さんは、大山の町中の人にロッヂテールを語り、生協と医療生協の組合員を増やし、班づくりをすすめ、あちこちの組合員のところに顔を出しても灯油裁判を語り続けてきたのだった。

現在、大山診療所になっている酒屋の旧家での「協同の家」づくり（第一期）の取り組みでは、必要とする理由を整理して佐藤日出夫さんに要請したり、生協と地元商工会との協同でも活躍し、当時の大山における生協運動シーンは、ほとんど竹吉さんと結びついている。

これらを一組合員の立場で熱心に活動してきたことを、皆知っているので、竹吉さんを信頼し、毎回、増資や運動参加の呼びかけに応じてきたのである。

竹吉さんに、失礼ながら、なぜそんなに楽しそうに灯油裁判の集まりに参加するのかと、聞いたところ、「失うものが何もないから」という答えが返ってきた。

負けてもせいぜい二千数百円、勝訴すると社会的正義実現への寄与という、灯油裁判そのものが持っている大きな可能性を理解し楽しんでいたようであった。

竹吉さんは、最高裁判決を見届けた後に亡くなった。遺体は本人の遺志で山大医学部に献体された。「人民への貢献」を最後まで貫いた。

④田中岩代さん



▲昭和49年11月22日第一次提訴の場面で。佐藤日出夫さんの後ろが岩代さん

「わたしの班の人で、亡くなったお母さんに代わって灯油裁判の原告になりたいという人がいるので来てくれ」という連絡が、大山・山の手2班の班長である田中岩代さん（故人）から来たのは、控訴審に向か、原告一人ひとりから確認をとって廻っている最中だった。

その人は佐藤清子さんで、「母から班会で話された灯油裁判の話をよく聞いており、母が亡くなったからには私が引き継ぎたい」という申し出だった。

もちろん、二代目原告として裁判闘争に加わっていたくことになったわけだが、ここで改めて考えさせられたのは、当時の班会議の力である。

私は、岩代さんの班会に何度か参加したことがあるが、班長としての岩代さんの班会運営はとりわけ印象深いものであった。例によって、班員の皆さんからは、「小松菜が黄色だった」とか「豚肉の脂身が多かった」などご意見百出となった。岩代さんはそれらを受け止めた後、「青果ではこんないいことがあった」「精肉ではここがいい」など、大山センターへの期待と結集につながる方向へもっていくのである。しかもそれが意図的にやっているように見えないのである。

岩代さんは、某宗教の熱心な信者であることは周知のことだったが、岩代さんは、一切それを生協の場に持ち込むことはなかったので、班員の皆さんは安心して、自由闊達に意見交換できた。それらが佐藤清子さん宅での会話にも、生協への信頼として反映され、運動の継続につながったのである。

岩代さんは、大山地区組合員多数の選定当事者になっており、竹吉さん同様、灯油裁判の公判や集会にはほとんど毎回参加している。竹吉さんのように表立つことはなかったが、必ず班員や周りの組合員数名引き連れて来ていた。

控訴審で二代目原告となった六名の内、二名が大山の組合員である。

ロッヂテールを語り、くらしの協同を語り続けた竹吉さん。自らに“生教”分離を課し、特別意識していないかったにしろ協同組合原則を自分なりに生かした班活動をした岩代さん。私は、このお二人にその答えを見るのである。

# 鶴岡灯油裁判 資料室だより

第6号  
2014年 3月31日(月)  
鶴岡灯油裁判資料室運営委員会  
発行責任者/  
共立社理事長 松本政裕

## 灯油裁判と秘密保護法 脇山 淑子



脇山淑子元原告代理人

長に就任されています。

藤本先生は、所属する東京合同法律事務所ニュースの新年号に「真理がわれらを自由にする」というタイトルの随想を寄稿し、国立国会図書館法の前文に「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にする」という確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命としてここに設立される」という文言があり、これが日本の図書館文化全体の標語とされてもいることを紹介しておられます。



藤本齊 弁護士

日本図書館協会は、「（図書館は）第一 資料収集の自由を有する。第二 資料提供の自由を有する。第三 利用者の秘密を守る。第四 すべての検閲に反対する。図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。」と宣言しています。

鶴岡灯油裁判資料室は、まだ図書館とは程遠い存在ですが、その運営についての基本的な考え方は同じでしょう。

日本図書館協会の宣言の内容は、2013年12月6日、安倍政権が強行採決で成立させた「特定秘密保護法」と全く相いれないものです。なぜなら、図書館協会の宣言は、国民の知る権利を守るためにものであるのに對し、特定秘密保護法の目的は、国が決めた「特定秘密」を守るために国民の知る権利を奪うものだからです。

特定秘密保護法は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、その漏えいの防止をはかり、もって我が国及び国民の安全に資することを目的とする、とうたっていますが、

「特定秘密」に指定できるものは、「防衛」「外交」にとどまらず、「有害活動の防止」「テロリズムの防止」を加えた4つの分野で、どれも国や行政機関の長が勝手に「特定秘密」を指定できるとされています。

なかでも私たちの暮らしにとって恐ろしいのは「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」の分野です。拡大解釈によって原発の安全性や事故による放射線量、感染症や食品の安全、事故や災害などの情報が、秘密にされかねません。

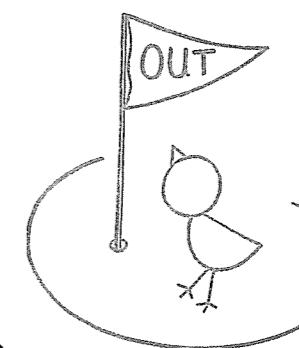
もう一つ重大な問題は、秘密を取り扱う人たちが国や警察に調査、監視される「適性評価制度」の定めです。情報を漏らす恐れのある人物かどうかを、本籍、親族、学歴、外国への渡航歴、犯罪・懲戒の経歴、信用状態、薬物・アルコールの影響、精神疾患などを調べて評価されます。

また、特定秘密保護法には罰則があり、処罰の対象になるのは公務員だけではなく、国や自治体から業務を委託される民間企業や研究者、技術者なども秘密の取扱者とみなされます。「未遂」も「過失」も処罰の対象です。市民運動などで情報に接近した人、報道機関の取材報道も処罰される可能性があります。

1979年10月17日の鶴岡灯油裁判第27回公判で「石油ヤミカルテル事件」刑事裁判の記録が公開され、「公正取引委員会に注意せよ」という意味の奇妙な“小鳥のマーク”がつけられた文書をはじめとして、石油大企業のヤミカルテルの全貌が事細かに記録された数々の文書が、カルテルの動かぬ証拠として、提出されました。これらの資料は、公権力である公正取引委員会がヤミカルテルを摘発し、その後刑事告発したときに刑事裁判の証拠として提出していたものでした。これらの資料を原告にも公開してほしいという要求に対して、消費者の前にどうしても隠しておきたかった被告石油企業は強く反対しましたが、刑事裁判の第一審判決が出た段階で、裁判所の決定により、記録の閲覧・コピーが認められたのです。

※小鳥のマーク

1973年1月22日、日本石油支店長会議資料の表紙に書かれています。コトリ⇒コトリ⇒コトリ・アウト⇒公取アウト⇒公正取引委員会に見られぬように、という意味。



これらの資料はまったく宝の山（岩佐恵美さん）でした。

石油業界は昭和30年代から通産省と癒着しており、灯油裁判でも「行政指導に従つただけ」という主張を繰り返していましたから、もし、この当時、特定秘密保護法が施行されていたら、ヤミカルテルの資料は国のエネルギー政策の根幹にかかわる「特定秘密」だとして、「運動としての裁判」などしている原告消費者に閲覧させることは「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」の観点から認められなかっかもしません。ヤミカルテルの決定的な証拠を提出できなければ、秋田高裁での逆転勝利判決もあり得なかっただろう。

特定秘密保護法は、アメリカの要求により、日米軍事一体化を進めるために制定されました。政府はさらに集団的自衛権行使できるように憲法解釈を変更し、「アメリカとともに世界中で戦争のできる国」をめざして着々と準備を進めています。



▲共立社からは、組合員5名・職員2名が参加しました

この冬一番の冷え込みと寒波が到来した2月5日(水)、東京都千代田区の主婦会館プラザFを会場に、日本生協連主催「灯油問題学習懇談会」が開催され、北海道・東北や栃木・長野・新潟・富山の各県の生協連と会員生協、消費者団体連絡会、日本生協連などから約50名が参加しました。山形県からは、山形県生協連と生協共立社から組合員5名と事務局2名が参加しました。

コープさっぽろ、みやぎ生協から灯油問題に対する取り組み報告があり、北国での灯油の重要さ、価格高騰で家計を大きく圧迫しているが、値上げについて納得のいく説明を聞きたい、などの訴えがありました。その後、石油連盟・経済産業省・消費者庁などから原油の動向や価格決定についてなど説明がありましたが、どれも納得のいくものではなく、参加者からは「説明は東京目線のもので、地域の状況に即していない」、「灯油は雪国の生活には無くてはならないもの。行政で指導してほしいが、その努力が全く見えない」など、怒りにも似た発言が多く出されました。

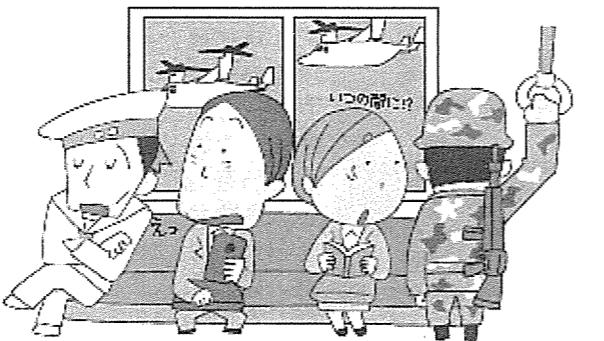
鶴岡では吹雪で汽車が遅れましたが、東京では花壇に花が咲き乱っていました。東北から、灯油裁判を闘った鶴岡から声を上げ続けていかなくてはならないと感じました。



秘密は戦争の始まりと言われます。国家が戦争をするとき、実際に戦闘に動員されるのは、指導者層ではなく、名もない国民大衆です。戦闘能力を発揮させるためには、疑うことをしない忠実な国民が必要であり、そのためにまず求められるのは、戦争にかかわるさまざまな事実を国民に知らせないで秘密にしておくことであろう、と右崎正博教授（獨協大学）は指摘しています。

生協共立社理事会は2013年12月14日特定秘密保護法の撤廃を求める声明を発表しました。

私たちも力を合わせて特定秘密保護法の撤廃を求める大きな声をあげましょう。



### 鶴岡生協地域理事・灯油裁判資料室運営委員 佐藤安太郎

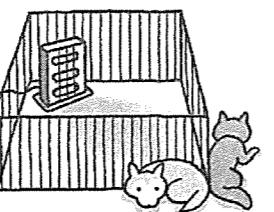
灯油価格の高騰で、北国の人たちが悲鳴をあげている中、二月五日「灯油問題学習懇談会」なるものに参加した。当日いただいた資料に目を通して、この懇談会を開くに至った経緯を初めて知った。

当日は、石油業界と行政、学者から、今の石油情勢などについて説明があった。理解できない内容もあったが、世界、日本の一般的な市場経済と石油論、そして、石油問題への不介入、業界任せの行政の姿勢がその説明の中に一貫していた。

全国から参加された生協役員、組合員は、がっかり感と怒りの気持ちで聞いていたのではないか。

私はあらためて思った。私たち消費者、国民の立場から、もっともっと石油業界と行政に大きな声を上げていかなければ。

今から四〇年前「鶴岡灯油裁判」をたたかった先輩組合員の意思を受け継いで・・・。



【山形県からの参加者】  
生協共立社：佐藤安太郎・清和正志  
(鶴岡生協) 保科敬子・柴田雅子・  
樋口悦子(南陽生協)  
佐藤治雄・土田光恵(事務局)  
山形県生協連：大友廣和専務



今回より、鶴岡灯油裁判で原告輔佐人を務められた岩佐恵美さんの「消費者の権利裁判」としての「灯油裁判」を掲載してまいります。「消費者の権利裁判」と「灯油裁判」は、生活サポート生協・東京の自主勉強会で「消費者運動の意義と役割」を行った際に、その事例として岩佐さんが「灯油裁判」について2回にわたりお話をされたものです。この度、このお話をまとめた冊子を頂きましたので、資料室により紹介することにいたしました。

### 1. 灯油裁判を起こすまでの経過

#### 1) 灯油裁判を起こすきっかけとなった時代背景

1973年(昭和48年)の「物不足狂乱物価」の状況は、本当にすさまじいものでした。10月27日付読売新聞で『昭和時代第二部、戦後変換期1965~79年』という特集がありました。当時のことを「生活を直撃、狂乱物価」と表現しています。さらに、「実は1972年から原油の輸入量は増えていた」(\*当時はガソリン、灯油などの石油製品の不足は原油の輸入量減少が原因だと宣伝されていた)とか、「1973年にかけていわゆる『作られた物不足と、狂乱物価』によって消費者がかつて経験したことのないようなつらい目に遭わされることになった」など、作られた物不足や国民が蒙った被害についてリアルに伝えています。

当時のことは私たちの年代であれば記憶に残っていると思いますが、1972~73年頃にかけて輸入量の減少をきっかけに、まず大豆が市場から消え、そして小麦もなくなった。大豆が市場から消えたため、お豆腐屋さんが豆腐を作れなくなり店を閉めざるを得なくなったり。小麦が消え、パンもなくなる。醤油・味噌もなくなる。輸入綿が不足という理由で、ガーゼや包帯が消え、医療機関等では一時期大混乱となりました。さらに、トイレットペーパーや洗剤、砂糖などの生活必需品が次々と店先から消えていくという、大変なことも起こりました。大阪の千里ニュータウンや東京の多摩ニュータウンなどの高層の集合住宅ではトイレットペーパーがないと立ち上がった消費者の行動は、人々の共感を呼び、社会的に大きく注目されました。

1974年2月には、ゼネラル石油の『千載一遇のチャンス』という社内のマル秘文書が、国会で暴露されました。ゼネラル石油本社は「物不足、価格狂騰を『千載一遇のチャンス』として捉え、しっかり儲けを確保するよう」と、各支店に指示文書を出していたのです。この内容がマスコミで大々的に報道されるや、物不足、物価の高騰で苦しめられていた国民の怒りは一挙に爆発しました。「物不足というが、実際には倉庫に品物はあるではないか」、「隠している品物を全部放出せよ」、「便乗値上げで、異常に価格をつり上げているのではないか」など、企業の反社会的な行為に対する消費者の抗議の世論が高まり、国や自治体も動かざるを得なくなりました。東京都は大手洗剤メーカーの倉庫への立ち入り調査を行い、倉庫には在庫がいっぱいあるということを暴きました。政府もこれら一連の不祥事を機に、緊急時に石油の供給と価格の安定を確保し、買い占め、売り惜しみによる国民の被害を未然に防ぐ必要があるとして、いわゆる「石油緊急二法」(「石油需給適正化法」、「国民生活安定緊急措置法」)を制定することとなりました(1973年12月)。



「作られた灯油不足」で灯油が使えないために、寒さで子どもが肺炎になった、家族が職場や学校に出かけ家に一人残された高齢者が、「一人で、灯油を炊くのは申し訳ない」と、一日中布団にくるまっていた、あるいは、外出できるお年寄りは終日デパートやスーパー、生協のお店などに行って暖をとるという生活を何日も続けた、などの大変な思いをさせられたのです。

消費者のこのような屈辱的な体験は、みんなの心に怒りとなって深く沈殿していました。そして人々の怒りを背景に、消費者団体は当時、大手企業や商社、石油業界などが、買占め売り惜しみによって物不足を作り出し、価格をつり上げ、消費者を苦しめるのは許せないと、「狂乱物価(物不足・価格つり上げ)の犯人は誰か」などと銘打った抗議・追及集会を繰り返し開きました。そのたびに多くの消費者が集まり、その鋭い追及の様子がマスコミでも大きく報道され、黙っていられない立ち上がった消費者の行動は、人々の共感を呼び、社会的に大きく注目されました。

この内容がマスコミで大々的に報道されるや、物不足、物価の高騰で苦しめられていた国民の怒りは一挙に爆発しました。「物不足というが、実際には倉庫に品物はあるではないか」、「隠している品物を全部放出せよ」、「便乗値上げで、異常に価格をつり上げているのではないか」など、企業の反社会的な行為に対する消費者の抗議の世論が高まり、国や自治体も動かざるを得なくなりました。東京都は大手洗剤メーカーの倉庫への立ち入り調査を行い、倉庫には在庫がいっぱいあるということを暴きました。政府もこれら一連の不祥事を機に、緊急時に石油の供給と価格の安定を確保し、買い占め、売り惜しみによる国民の被害を未然に防ぐ必要があるとして、いわゆる「石油緊急二法」(「石油需給適正化法」、「国民生活安定緊急措置法」)を制定することとなりました(1973年12月)。